〇〇スポーツ少年団　代表者様

スポーツ少年団　入団申込書兼誓約書＜例＞

　　〇〇スポーツ少年団に入団を申し込み、下記の事項を理解し、守ることを誓

約いたします。

記

　１　〇〇スポーツ少年団は、〇〇市（町）立〇〇学校の施設を子どもたちの健

全育成のために使用させていただいています。そこで、監督やコーチのボランティアによる指導（仕事の合間にされている事が多い）と少年団役員・保護者会の協力により運営している少年団です。

　２　**練習方法等の指導方針や選手起用等の試合運営について、その一切の権限を指導者（監督や指導部）に一任します。意見のある場合は、定例の団の会議の際に皆さんと話し合います**。

３　スポーツ少年団としての活動管理下において、事故等が起き障害などを受けた場合は、**加入保険規約以内において賠償保障を受ける以外一切の法的権利は主張いたしません。**

　４　団活動において子どもたちの安全・安心を確保し、監督等から指導を十分

にしていただくには保護者の団への協力が不可欠です。輪番等で担当が回

ってきた場合は、子どもたちのために誠意をもって支援します。

　５　誓約書の期間は、入団から退団までとする。　　　　　　　　　以上

　令和　　年　　月　　日

　　ﾌﾘｶﾞﾅ

　　団員名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小学校　学年　　年

　　生年月日　　西暦　　　　年　　月　　日　　　　男　・　女

　　保護者名　　　　　　　　　　**印**

　　〒

　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　☎

　　アドレス

緊急連絡先(携帯等)

* **個人情報については、スポーツ少年団活動に関する以外は使用しません。**

保護者（母集団）の皆様へ

1. 日本スポーツ少年団登録者（指導者・役員等）は、日本スポーツ協会の倫理規定を担うため、暴言・体罰等は罰せられる。＜日本スポーツ協会ＨＰに記載＞

２　登録団は毎年市町スポーツ少年団事務局から配布される「スポーツ少年団とは」を再確認するとともに下記を実施しなければならない。

1. 指導者綱領の３つめ「子どもたちの無限の可能性を開発」する。

　つまり、勝利主義（レギュラー中心）ではなく、一人一人の事を考えて団活動を

する。イレギュラーや低学年を置き去りにしない。ＡＣＰを活用すること

1. 別紙「スポーツ少年団の特色①から⑤」を守る。

　つまり、団には「習い事や家の用事等」で気楽に休める雰囲気があること

1. スポーツ少年団の理念の３つめ「人々をつなぎ地域づくりに貢献」する。

　つまり、市町や県のスポーツ少年団事業に参加すること（練習ばかりではダメ）

1. 別紙の育成母集団の役割と活動は、スポーツ少年団活動には欠かせない。

　保護者が財政・労力・精神面で支える重要な団員である。よって、年間数回は

指導者（代表者）・保護者の話し合いが必要である。決して、「誓約書があるために保護者が何も言えない！」のは、あり得ない。トラブルが起きた際には、議事録の提出を促し、以前にどのような話し合いがあったかを確認する。

３　クラブチームが補助金のためにスポーツ少年団に登録し、理念を逸脱した

活動（①から④を守らない）が見られます。従いまして、保護者の方々は上

記を逸脱した団活動の場合は、各市町スポーツ少年団事務局に相談してく

ださい。